

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q65.精神的賠償が10万円の根拠は？これは国が決めたのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

原子力損害賠償紛争審査会の指針で、自賠責における慰謝料を参考に、月額10万円を目安とするのが合理的と定められている。東京電力がこの指針を今回の基準でも採用する点については、経済産業省も妥当であると認識している。

審査会の指針の中では、精神的損害の10万円は、交通事故の自賠責での慰謝料額を参考としたということは書いてあるが、それ以上は書いていない。しっかりとした根拠について、説明を求める声が非常に多く寄せられていると伝えている。今日のご意見もしっかりと伝えて原子力損害賠償審査会に説明を求める被害者の声が多く寄せられていることを伝える。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところです。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q66. 一律に10万円という賠償額を出しているが、実際に避難している人にはそれぞれにいろいろな事情があって、寝たきりの老人や、病人を抱えながら避難している人もいる。10万では足りない。納得できない。見直してもらえないか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

原子力損害賠償紛争審査会の方で策定した指針について、そして避難に伴う精神的損害ということについて、今回は負傷に伴う精神損害ではないということ、長期化に伴う精神的苦痛の増大ということを考慮して、月10万円というのを目安として示し、賠償させていただいている。また、その指針においても避難に伴う損害として明示されているのは、自宅外での生活、あるいは行動の自由の制限を長期間余儀なくされていることによる精神的苦痛であるが、その他の本件事故の精神的苦痛ということについても、個別の事情によっては賠償の対象として認められ得るということがあるとしている。また、原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて総括基準というものを策定している。その中では要介護状態にある、または身体、精神の障害があるなどの事由があり、通常の避難者と比べて、精神的苦痛が大きい場合に中間指針の目安額よりも増額することができるといった基準を示しているところである。いずれにしても月10万とならないところについては、東京電力において、よく事情をお聞かせいただく、または原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、センターの基準で何らかの解決を図っていくということがあろうかと思っている。

精神的損害、生活費増も含めて10万円というのは納得いかないといった指摘は他でも多数頂いている。それについて、しっかりと説明責任を果たすようにといったご要請については、紛争審査会の事務局にも伝えたい。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところです。

2. 原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷に伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

3. また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

4. なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q67. 帰還困難区域の精神的損害の賠償は何年を対象としているのか。事故から6年ということなら6を掛けた方がいいのではないか

（資源エネルギー庁 賠償担当）

区域見直しから5年間という趣旨である。事故からはすでに1年以上経っているので、その精神的損害は支払済みということ。区域見直し後ということではあるが、今、区域見直しが遅れている。指針自体は、3月末を一つの目途に新たな避難指示区域を設定することをふまえ、区域見直しから今後5年間というのが考え方。また精神的損害はいつまで賠償があるのかということについては、指針において、帰還困難区域については、終期までの期間について、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定するとしうえで600万円を目安として設定していることに加え、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情により判断されることとされている。

また、避難指示解除準備区域や居住制限区域における「避難指示の解除」及び「相当期間」の運用を踏まえると、帰還困難区域でも同様の扱いとし、避難指示解除の時期が6年よりも後になった場合の延長措置や「相当期間」を適用する考え方もあり得る。

したがって、6年で直ちに賠償終了の整理にはならないが、詳細については今後検討していく予定。

Q68. 裁判や紛争解決センターを通じて解決した事例では、10万円ではなく相当な金額が出ている。何も言わずに10万円もらった人と、そのように訴えた人の差は、どうするのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

紛争解決センターで和解に至った内容だと理解している。どうしてその額になったのかという情報は、我々には入っていないのでよくわからないが、差が出るというところについて、なぜ差が出るのか、それを合わせるということがなぜできないのかという疑問は、紛争審査会に伝えていき、説明を求めるといった対応を紛争審査会に求めていきたい。

原子力損害賠償紛争審査会は、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しており、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

原子力損害賠償紛争解決センターでは、中立・公正な立場の仲介委員が、当事者間の意見を調整しながら、個別の事情を踏まえて和解の仲介を行っています。事故との相当因果関係が認められる個別の損害が発生している場合は、当該損害も賠償の対象となるため、申立人の個別の事情に応じて和解時の賠償額は異なります。なお、同センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q69.これから冬場を迎える際に今は双葉町から支給された安い布団を使っており、これからの冬場を思うと新たに買わざるを得ない。ベッドも同様。このようなものを請求した時に東京電力が支払ってくれるのか。今、夏の衣服等安いものをいろいろ買うと「それは精神的慰謝料の中に含まれます」という回答をされる。

（東京電力）

新たに購入した生活用品が10万円の中に入っているというお話については、必ずしも今はそうではない。必要性に応じてかかった物品等については、その他で請求いただくことが可能。その時点での避難の状況を踏まえた必要性、合理性の観点等から判断するため、全部が全部ではないが、個別に相談いただければ対応する。

Q70.精神的損害に関する賠償の項目において、終期として「生活再建まで賠償を継続させること」とあり、また、経済産業省の資料には、「生活再建できるように配慮した賠償の枠組み」とあるが、我々にとっての生活再建とは、双葉町に帰って生活することなのか、双葉町をあきらめて他の街に住むということなのか、認識を教えてください。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

この賠償については、帰れる方またはご事情があつて帰れない方もおられると思うが、その方々に差がなく賠償させていただくというのが今回の考え方である。帰れない方はある程度まとまったお金が必要になるだろうということで、今回は、一定の将来分を含め、一括賠償する考え方でやらせていただいている。生活再建をどのように考えるかは、ご自身の考えになると思うが、国としては、帰れるところには帰って頂き、復興していただくというのが基本的な考え方である。

Q71.精神的損害に関する賠償を一括で600万円もらったとして、その後、亡くなった場合、賠償金は返さなければならないか？

（資源エネルギー庁 賠償担当）

返還の必要はない。

Q72.もし、今、家族が亡くなったらとしたら、まだ5年分の賠償はもらっていないがどうなるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

5年の一括払いの算定期間の始期は、2012年6月1日からに設定している。6月以降にお亡くなりなりの場合は、5年間分一括にお支払する。

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q73.避難先で家を購入した場合、避難ではなくなるとして、精神的損害に関する賠償は打ち切られるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

考え方としては、3月11日の事故が発生したときに双葉町に居住していた方については、全て精神的損害を賠償させていただく。引っ越した後も関係なく、持ち家だろうが借家だろうがそれを区別しないで、一律に賠償させていただく。

避難終了の考え方については、賠償の対象となる「避難等対象者」の指針上の考え方において、「避難指示等により避難等を余儀なくされた者」とされており、以下の場合については、「避難等を余儀なくされた」という点に該当しないと考えられるため、そのような事象が生じた時点以降は、賠償（避難）終了のお取扱いとさせていただいております。

・亡くなられた場合

・避難等対象区域での滞在は、本件事故前から決まっていた一時的なものであり、事故後、避難等対象区域を離れ対象区域外に戻られた場合（例：単身赴任のため、一時的に避難等対象区域内に居住していたが、事故後、勤め先の業務指示により勤務先が変更となり、避難等対象区域外に転居された場合）

なお、避難先で住宅を新たに購入した場合であっても、避難先での住宅購入や住民票を移された事実だけをもって避難（賠償）終了の取扱いとすることはありません。

Q74.精神的損害に対する賠償に課税されるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

精神的損害に対する賠償には課税されない。

Q75.帰宅困難区域は6年で設定されているが、6年後に帰れない場合、その後はどうなるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

精神的損害に対する賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の指針において、帰還困難区域については、終期までの期間について、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定するとしてうえて600万円を目安として設定していることに加え、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情により判断されることとされている。

また、避難指示解除準備区域や居住制限区域における「避難指示の解除」及び「相当期間」の運用を踏まえると、帰還困難区域でも同様の扱いとし、避難指示解除の時期が6年よりも後になった場合の延長措置や「相当期間」を適用する考え方もあり得る。

したがって、6年で直ちに賠償終了の整理にはならないが、詳細については今後検討していく予定。

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q76.精神的損害に対する賠償の毎月10万円に、日用品や衣服がそれに含まれるとのことだが、どうか。

（東京電力）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針において、精神的損害の損害額については、避難費用に伴う生活費増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められるとされており、それを援用している。ただ、たとえば引越しに伴い域外に持ち出せなくて購入したもの、たとえば炊飯器を買ったとか、布団を買ったとかは、請求書のその他という項目で請求ができることになっている。領収書をご用意いただき、請求書にご記入いただき、合理的な範囲の中で賠償させていただきたい。トイレトペーパーや下着とか、そういったものは場合によっては、精神的な損害の賠償に含まれているということになるかもしれない。申し訳ないが、個別に書いていただくというお答えしかできないが、すべてが精神的な損害に含まれているわけではなくて、いくつかは個別にご請求いただければ日用品であっても賠償の対象となっているので、ご了解いただきたい。

Q77.生活費の増加分について、実際に請求の案内所に電話するとこれは無理ですとはっきり断られるが、どうなっているのか

（東京電力）

そうした声は、他にもたくさん聞いており、その都度、上の組織に上げている。今回の意見も上の組織にあげて、できるだけ事情をしっかりと考慮した上で判断するよう伝えていきたい。

Q78.下着も精神的慰謝料に入っていると言われた。どういうことか。また、1年間買わなかったものは、その1年間に必要がなかったということで認められないと聞いているがそうなのか。

（東京電力）

1年半を経過した中である程度の日常生活の部分に関しては、ご容赦いただいている部分がある。当初の頃は、着の身着のままで避難されたと思うので、洋服関係をお支払している。全てが全て下着や洋服を認めていないわけではないので、改めてご事情をおうかがいし個別に対応させていただきたい。

Q79.住民票を双葉に置いたまま、単身赴任で埼玉県に住んでいた。事故の当日も双葉にはいなかった。そうしたら、避難をしていないので精神的損害は認められませんかと言われた。帰るところがなくなったのに、精神的損害がないと言われるのには納得できない。

（東京電力）

賠償の根拠は、住民票があることをベースにしているが、個別にお話をお伺いしたい。

国からの回答（精神的損害の賠償について）

Q80.毎月支払われている精神的被害の10万円の他に、バラツキがあって12万円いただいている方もいる。これはずるいのではないか。

（東京電力）

12万円については、避難先が例えば体育館であったり、公民館であったり、そういう状況でプライバシーを保護されないようなところに避難していると12万円をお支払している。プライバシーが保護されるような旅館であるとか、ホテルとか、そういった所に避難された場合に10万円という金額を設定している。そこで10万円と12万円の差が出ている。